

定例監査（平成25年度）

（1）監査実施所属、監査実施日及び監査の結果は、平成26年2月28日発行（山梨県公報号外第10号）山梨県監査委員告示第2号のとおり

（2）監査の結果、指摘事項及び指導事項があった所属が講じた措置の内容

監査対象所属	福祉保健部 都留児童相談所
監査対象期間	平成24年10月～平成25年8月
監査実施日	平成25年11月20日、平成26年1月17日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>（指導事項） 4件（収入1、給与2、契約1）</p> <p>1）歳入について、次のとおり収入未済があった。 児童入所施設等措置費に係る過払い分の返還金 過年度分 先数 1件 84,280円</p> <p>2）雑部金の出納について、以下のとおり不適切な事務処理があった。 ① 平成25年度の雑部金繰越整理簿が作成されていなかった。 ② 平成25年3月末の雑部金（社会保険料）の残額に誤りがあったが、そのまま繰越されていた。</p>	<p>1）平成22年6月に判明した、一時保護委託費（被虐待児受入加算分）の過払い事案に関し、当時の対応は次のとおりでした。 ※支払日等：平成19年9月10日 53,320円 平成19年10月16日 30,960円 合計84,280円</p> <p>一時保護を委託した債務者は、当初里親を予定していましたが、里親にならなかったため、児童相談所とはその後の関わりもなくなり、所在不明の状況で連絡が取れず対応不可と判断され、調定を行わなかった。</p> <p>その後、平成24年度に児童家庭課から再度債務者の所在確認を行うよう指示され、調査した結果所在確認ができ、平成24年2月27日付けで調定を行うとともに、債務者に対し、直接所在地に出向き支払依頼を行いました。返還を拒否された。</p> <p>また、平成25年3月25日には、再度、児童家庭課職員と当所職員により支払い督促のため債務者宅に出向いたが、この時も返還を拒否され、現在も収入未済の状況が続いている。</p> <p>今後も、継続的に返還督促を実施することとし、収入未済の解消に努める。</p> <p>* 債務者の返還拒否理由： 請求書は、児童相談所の担当者の指示内容（すべて児童の一般生活費）で記載し、印を押したのみであり、また、受領した委託費は、すべて受託児童のために支出したため残っていない。</p> <p>2）雑部金の出納について</p> <p>① 平成24年度末の残額整理ができたので、平成25年度繰越整理簿を作成した。 ② 臨時職員の平成24年度中途退職に伴う健康保険、厚生年金自己負担分の返還処理がされていなかったために残額誤差が</p>

③平成25年3月に行う労働保険料の振替収入が遅延していた。

3) 住居手当認定簿が未作成のものがあつた。

4) 指名競争入札通知書により、入札価格は3年間の総額である旨明示した長期継続契約である清掃業務委託に係る入札について、第1回目の入札で落札決定したが、当該入札金額は1年間の価格を記載した錯誤である旨の落札者の主張により契約が締結できなかったにもかかわらず、当該落札者に対し違約金の徴収を行っていなかった。

また、この場合において、当該落札者の入札を無効とするならば、当該落札者を除いて予定価格の範囲内で最も有利な条件で入札した2番札入札者を繰り上げて落札者とするべきであつたが、この2番札入札者を落札者としていなかった。

なお、この入札全体を無効として、後日再度入札を執行し、結果として第1回目入札時の2番札入札者と契約を締結しているが、当該契約金額は、第1回目入札の2番札の金額に消費税及び地方消費税を加算した金額よりも高いものとなつていた。

生じていたことが確認できたことから、適正に返還処理を行い、誤差が解消された。

③ 労働保険料の振替収入の遅延については、支出負担行為は行つてあつたが、一般会計への振替事務処理を失念していた。(3月末の財務会計処理が期限に間に合わなかつた。)

今後は、同様な遅延結果が生じないように、財務会計事務処理の進捗状況のチェックを確実に行き、事務処理ミス防止に努める。

3) 住居手当の支払事務処理は適正に処理されていたが、住居手当認定簿の作成を失念しており、未作成であつた住居手当認定簿を作成した。

今後は、住居手当認定簿の作成について失念することがないように、複数担当者により業務チェックリストを活用していく。

4) 当初の入札において、入札金額を発表していたところ、最低価格で入札した業者から、入札金額の間違い(3年分の金額とすべきところを1年分の金額とした。)に気が付き、入札金額を勘違いして入札してしまったとの申し出があつた。

このため、入札執行を一時中断し、出納局と対応を協議している間、入札業者からの申し出が原因で入札会場の雰囲気や喧噪な状況となつていたことや、この後の対応に時間がかかることが予想されたことから、年度末という時期を考慮するとこのまま入札手続きを継続することが困難と判断し、他の参加業者の承諾を得たうえで当日の入札執行を打ち切りとし、後日改めて入札を実施することとした。

後日、当該業者を入れ替えた上で改めて入札を実施した結果、当初入札時の2番札業者の金額より高い金額の契約額となつた。

上記のように、入札執行を途中で中止と判断したことにより、結果として、当初入札の1番札入札者に対する違約金49,500円の徴収や指名停止などの処分が行えないこととなつてしまった。また、入札のやり直しにより当初入札の2番札入札者より69,300円高い金額での契約となつてしまった。

今回の入札会場の状況下においては、中止もやむを得なかつたと考えるが、当初入札の1番札入札者の入札に関し、錯誤による入札を認め無効扱いとするか、入札通知文で説明してあつたことから有効として扱うかの判

断をその場で行っていただければこのような結果にはならなかった。

この判断ができなかった要因として、入札執行者が、入札に関しての法令、行政実例、財務規則等の熟知に問題があったと考える。

また、入札執行の事前説明について、入札通知文書だけでなく、入札当日の事前説明でも詳細な連絡事項等を説明していただければ、錯誤による入札を防ぐことができ、中止という結果には至らなかったと考える。

今後、このような結果が生じないよう入札執行時の適正な事務処理を行うため、今回使用した5年前の「入札シナリオ」を見直し、事前説明を詳細に行うとともに、法令や財務規則等に基づき、適正な事務処理を行っていくこととする。

平成25年度末に実施した長期継続契約に係る入札については、見直し後の「入札シナリオ」に沿って入札を行った結果、問題なく執行することができた。